

全国徳島県人会連合会ホームページへの広告に関する取扱いについて

(趣旨)

第1条 この要領は、全国徳島県人会連合会ホームページ（以下「連合会ホームページ」という。）におけるバナー広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

(広告の内容等)

第2条 広告の内容は、連合会ホームページの公共性及び品位、信頼性を損なう恐れのないものとし、次の各号のいずれかに該当するものは、広告の対象としない。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 個人の氏名を広告するもの
- (6) 社会問題等についての主義又は主張に当たるもの
- (7) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのあるもの
- (8) たばこに関するもの
- (9) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
- (10) その他、連合会ホームページを活用した広告として、適当でないと認められるもの

2 次の各号に掲げる業種又は業者に係る広告は掲載することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制されるもの
- (2) 賭博・ギャンブル（宝くじに係るものを除く）に係るもの
- (3) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- (4) その他、連合会ホームページを活用した広告を表示する業種又は業者として、適当でないと認められるもの

3 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した者、県の指名停止措置等を受けている者等は、広告主又は広告取扱業者（以下「広告主等」という。）となることができない。なお、広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

4 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者については、広告主等となることができない。

(広告の禁止表現)

第3条 広告は、原則として次の各号に掲げる表現はこれを禁止する。

- (1) 全国徳島県人会連合会の情報と錯誤する恐れのある表現や画像の使用
- (2) ラジオボタン等のほか、「閉じる」、「キャンセル」等の表現により、閲覧者の意図に反した動きをしたり、誤解を与えたりする恐れがあるもの
- (3) テキストボックスやプルダウンメニュー等、実際には機能しないもの

(4) その他広告の表現として適当でないと認められるもの

(広告の制限表現)

第4条 広告の表現や配色等で閲覧者に不快感を与える恐れがあると認められる場合は、その内容を制限することができる。

(広告の中止等)

第5条 全国徳島県人会連合会は、前3条に定める内容について、広告の掲載前に具体的な判断をするものとし、必要に応じて、当該広告の全部又は一部について掲載の修正等を求めることができるものとする。なお、掲載後において、当該広告に関し、前3条に定める内容について疑義が生じた場合も掲載の中止や修正等を求めることができるものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、原則として1年間単位とする。

(広告掲載料の設定)

第7条 広告料は、1枠あたり年額5千円とする。

(広告主等の決定)

第8条 広告に係る広告主等は、原則として広告掲載申込に基づくものとする。

(広告に関する責任)

第9条 表示した広告に関する責任は、広告主等が負う。

2 広告内容等が虚偽であることが判明した場合又は第2条第3項の規定により広告主等としない決定をした場合は、広告の表示を中止する。また、広告の表示の中止に伴い生じる経費は広告主等が負担する。

(広告料の用途)

第10条 広告料は、広告の取扱経費、連合会ホームページ管理運営経費及び全国徳島県人会連合会に係る経費に充てることができる。

(その他)

第11条 この取扱いに定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年12月18日から施行する。